

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
IV－1 共通事項 第一分野、第二分野、第三分野の商品審査に係る共通事項として、特に以下の点に留意して審査することとする。 （中略） （新設）	IV－1 共通事項 第一分野、第二分野、第三分野の商品審査に係る共通事項として、特に以下の点に留意して審査することとする。 （中略） <u>IV－1－18 共同保険契約を引き受ける場合の取扱い</u> <u>(1) 保険会社が、保険契約者からの求めに応じ、非幹事会社として引き受ける共同保険契約（以下、「非幹事契約」という。）について、商品認可申請をしないで特約を新設し、又は変更することができる旨を事業方法書に定めようとする場合には、以下の点に留意して審査することとする。</u> <u>① 事業方法書に、商品認可申請をしないで特約を新設し、又は変更することができる保険商品を定めているか。</u> <u>② 非幹事契約について、当該非幹事契約と同種の保険種類の認可を受け、又は届出を行っており、引受審査及び収益管理を行う体制を整備しているか。また、幹事会社が保険金支払いを行えない場合には、幹事会社に代わって非幹事契約の保険金支払いを行うことができる体制を整備しているか。</u> <u>③ 非幹事契約を引き受けるために商品認可申請をしないで新設又は変更した特約を、非幹事契約以外の保険契約に付帯して引き受けることを防止する体制を整備しているか。</u> <u>④ 事業方法書に、以下の事項が記載されているか。</u> <u>ア. 幹事会社が保険会社である共同保険契約の非幹事契約を引き受ける場合に限ること。</u> <u>イ. 保険契約者からの求めに応じ、保険金の支払事由、</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<u>免責事由、被保険者の範囲、保険期間等の契約条件が、幹事会社と同一の非幹事契約を引き受ける場合に限ること。</u> ウ. <u>共同保険契約に関して、幹事会社が行った以下の事項については、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなすことが、普通保険約款又は特約に定められている非幹事契約を引き受ける場合に限ること。</u> （ア） <u>保険契約申込書の受領並びに保険証券等の発行及び交付</u> （イ） <u>保険料の収納及び受領又は返戻</u> （ウ） <u>保険契約の内容の変更の承認又は保険契約の解除</u> （エ） <u>保険契約上の規定に基づく告知又は通知に係る書類等の受領及びその告知又は通知の承認</u> （オ） <u>保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領及びその譲渡の承認又は保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡若しくは消滅の通知に係る書類等の受領及びその設定、譲渡若しくは消滅の承認</u> （カ） <u>保険契約に係る異動承認書の発行及び交付又は保険証券に対する裏書等</u> （キ） <u>保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査</u> （ク） <u>事故発生若しくは損害発生の通知に係る書類等の受領又は保険金請求に関する書類等の受領</u> （ケ） <u>損害の調査、損害の査定、保険金等の支払い及び保険証券記載の保険会社の権利の保全</u> （コ） <u>上記（ア）から（ケ）までの事項に付随する事項</u> エ. <u>保険契約者等が幹事会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対してこれが行われたものとみなすことが、普通保険約款又は特約に定められている非幹事契約を引き受ける場合に限ること。</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<u>オ. 事業方法書等の審査基準及び当該保険契約の趣旨・目的の範囲内で、特約の新設又は変更を行うこと。</u> <u>⑤ 特約の新設又は変更により、保険料等の計算方式を新設又は変更することができる旨を算出方法書に記載しようとする場合には、当該計算方式が、以下の点に該当し、保険数理上、合理的かつ妥当であって、不当に差別的でないか。</u> <u>なお、ウ. により保険料の調整を行う場合であっても、ア. 及びイ. に該当する必要があることに留意する。</u> <u>ア. 当該特約の内容に対応したものであること。</u> <u>イ. 算出方法書に記載された基準となる保険料率を変更するものでないこと。また、算出方法書に記載された計算方式と整合性がとれたものであること。</u> <u>ウ. 当該特約を付帯する保険契約ごとに保険料の調整を行う場合は、当該保険契約についての危険度の状況又は各種手続きを新設・変更することによる増加若しくは減少する費用に基づかない差別化を行うものでないこと。</u> <u>(2) 共同保険契約の引受審査及び収益管理等の体制、事業方法書等の審査基準の遵守状況、責任準備金等の積立について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第128 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第131 条（外国保険会社等においては、法第203 条。免許特定法人においては、法第229 条。）又は法第132 条に基づき行政処分を行うものとする。</u> <u>(3) 共同取扱契約（同一の保険契約者に対し、二以上の保険会社がそれぞれ保険契約を引き受け、このうちの一社が幹事会社として保険証券発行等の事務を、非幹事会社から受託する</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
(以下略)	<u>保険契約をいう。）については、保険契約者からの求めに応じ、幹事会社が認可を受け、又は届出を行った保険金の支払事由、免責事由、被保険者の範囲、保険期間等の契約条件と同一の引受けを行う場合に限り、共同保険契約における取扱い（(1)（④ウ．及びエ．を除く。）及び(2)）に準ずるものとする。</u> (以下略)